平成２８年（フ）第３６３号
神戸市東灘区北青木４丁目25番17―402号
債務者　前田　和秀
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７２号
神戸市垂水区福田４丁目５番22―101号
債務者　中本　芳弘
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　祐資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５９号
神戸市長田区菅原通１丁目66番地の２
債務者　梅木　一徳
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５号
仙台市若林区六十人町51番地
債務者　宮川　桂子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目５番地５
債務者　高橋　文枝
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
大阪府池田市旭丘３丁目９番20号、従前の住所兵庫県三田市ゆりのき台３丁目１番地１
債務者　古澤　　修
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７１号
兵庫県三田市富士が丘４丁目14番地15
債務者　芦田さつき
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９９号
広島市佐伯区三宅３丁目10番７―201号
債務者　原　栄仁郎
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟井　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
広島県廿日市市丸石１丁目12番１号
債務者　木坂　正明
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
広島市東区矢賀３丁目11番24－202号
債務者　山崎　香穂
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９号
広島市南区仁保１丁目18番３号
債務者　ゴルフショップフジタこと　藤田　義信
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
北海道檜山郡江差町字朝日町83番地
債務者　冨樫　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第２５２号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　吉中　秀倫
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６４号
北九州市八幡東区山王３丁目３番５号
債務者　河野　吉武
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６５号
北九州市小倉南区下曽根新町12番１―207号
債務者　向井　友子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８１号
北九州市小倉北区上富野５丁目５番３号
債務者　橋松扶美恵
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市長沢町３丁目62番地２
債務者　大井　葉子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
三重県伊勢市二見町荘1072番地
債務者　倉田　和久
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係